

村上市立さんぽく南小学校いじめ防止基本方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）の第13条により、さんぽく南小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定する。

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

法第2条に基づき、次のように定義する。

【いじめの定義】

児童に対して、本校児童等の当該児童と一定の人的関係にある他の者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的な態様】

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをわざと言われる。書かれる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・持ち物を隠される。汚される。壊される。捨てられる。
- ・軽く（又はひどく）ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマートフォン等を通じて誹謗中傷や、プライバシーの侵害をされたりする。

(2) いじめに対する基本的な認識

- ・ いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える重大な人権侵害である。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある。
- ・ いじめは、どの学校・どの学級においても起こり得る。いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。

2 いじめ防止のための組織

(1) いじめ不登校対策委員会

【構成員】 校長、教頭、生活指導主任・副主任、養護教諭、教務主任、関係学級担任等

【組織の役割】

- ・ 基本方針に基づく取り組みの実施状況の確認、評価・改善策の承認
- ・ いじめの相談、通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報の収集と記録
- ・ いじめの疑いに関する情報について緊急会議の実施、情報の共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、全職員への周知、保護者との連携等

※ 必要に応じて参加メンバーは一部変更する。必要に応じて、カウンセラー、警察、民生児童委員、家庭相談員等、外部人材の参加を求める。

※ 重大事態対応の調査組織には、別に第三者や学識経験者等の参加を求める。

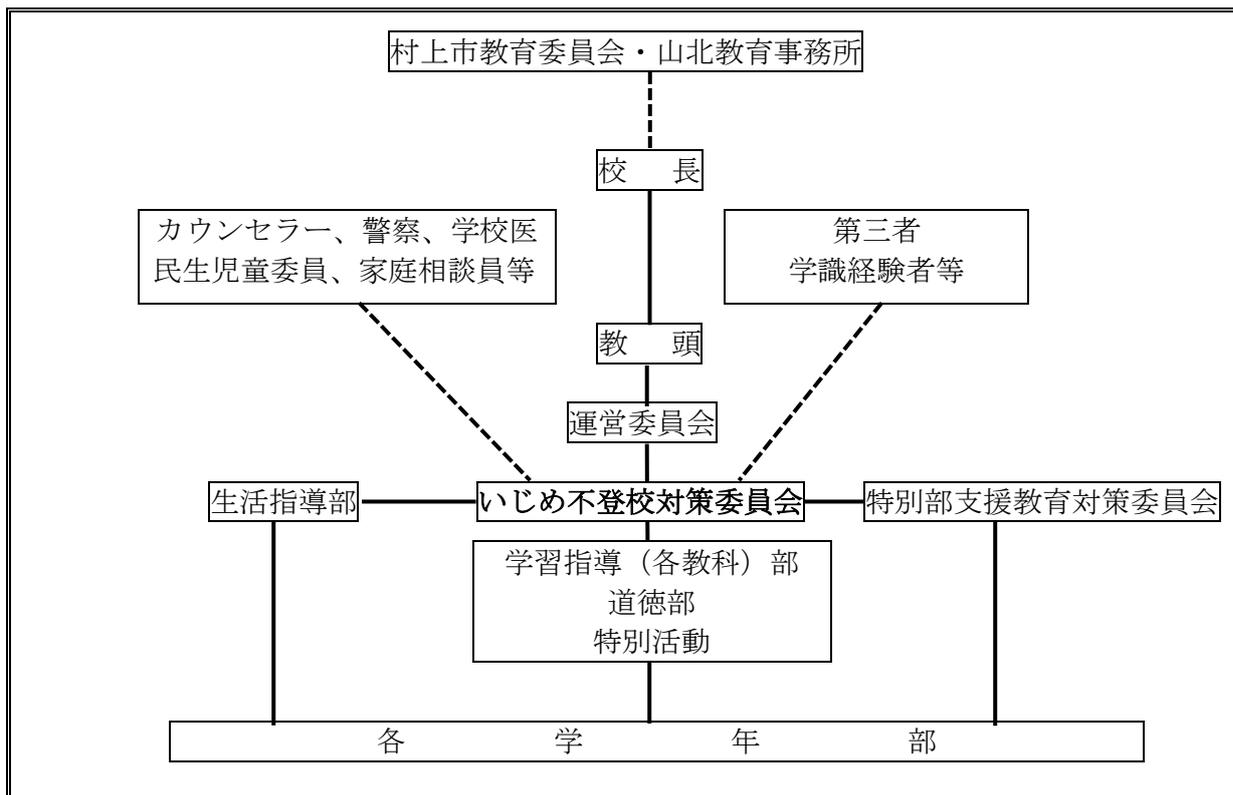
(2) 生活指導部

生活指導に関わる全般的な取り組みを計画、実施する。

(3) 学校評価委員会「つよく」部

徳育に関わる学校の取り組みを評価し、改善策を検討する。

<組織図>



3 いじめの未然防止のための取り組み

(1) いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくり

- ・ 同和教育を中核とした人権教育や特別支援教育を通じて、児童の人権感覚を養う。
- ・ 道徳教育を要とする教育活動全体を通して、「いじめは許されないことで、絶対にしてはいけない」ことを確実に指導する。
- ・ 些細なトラブルが見逃されないよう学校生活や授業におけるルールを明確にする。
- ・ いじめ見逃しゼロスクール集会等により、児童の中に、いじめを見逃さない学校をつくらうという意識を醸成する。
- ・ 情報モラル学習を行い、インターネット上のいじめ防止を図る。

(2) どの子ども安心して学習できる分かる授業づくりの推進

- ・ すべての児童が学び合い、力を伸ばしていける授業づくりを工夫する。
- ・ 個別の支援が必要な児童に対して複数教員による指導体制を組むなど適切な支援を行う。
- ・ 自分の学習を振り返り、成長を実感できる機会をつくる。

(3) 互いを認め合える児童相互の人間関係づくり

- ・ 児童がめあてをもって主体的に参加し、活躍できる活動を工夫する。
- ・ 活動の過程で、互いのがんばりや良さを認め合う機会を設定する。
- ・ 縦割り班活動を積極的に取り入れ、異学年交流を通じた自己有用感を高める。

(4) 児童を傷付けたり他の児童によるいじめを助長したりすることのない教職員の言動、指導の在り方

- ・ 同和教育を中核とした人権教育の実践や研修を通じ、教師自身の人権感覚を高める。
- ・ 児童を呼び捨てたり不適切な愛称で呼んだりすることのない丁寧な言葉遣いをする。
- ・ 児童のがんばりや良さを積極的に認め、伝える。

4 いじめの早期発見のための取り組み

- (1) いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われていることを自覚する。
- (2) 些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、問題の把握に努める。
- (3) いじめはどの学校・どの学級においても起こり得ることを常に認識し、全職員で児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう努め、おかしいと感じたことはすぐに職員全体で共有する。
- (4) 定期的なアンケート調査や教育相談等を実施し、児童がいじめを訴える機会を多くつくる。その際、相談相手は児童が話しやすいと感じる学校職員でよいことを周知する。
- (5) インターネットを介して行われるいじめ等に対しては、県のネットパトロール等と連携し早期発見に努める。
- (6) いじめ相談窓口の紹介を配布する際、必要なときに利用できることや利用の仕方を説明し、児童が相談しやすくする。
- (7) 「子どもと共に1・2・3運動」を確実にいき、日頃から保護者との信頼関係構築を図り、保護者が気軽に相談しやすいようにする。

5 認知したいじめに対する措置

(1) 即時対応

- ・ いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに報告・連絡・相談し、いじめ不登校対策委員会を中心に組織的に対応する。
- ・ いじめかどうかの認知は、組織で判断する。どの学級どの児童にも起こりうることとして、積極的に認知する。
- ・ 対応策の検討に当たっては、全職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に留意する。

(2) 被害児童への親身な対応

- ・ 「些細な悪ふざけ」として軽視せず、「自分の目に見落としがあったかもしれない」という謙虚な構えで傾聴するとともに、被害児童を守り通す態度で親身に対応する。

(3) 加害児童への指導

- ・ 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ・ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害児童の事情や心情を聴き取り、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。

(4) 原則として家庭訪問

- ・ 被害・加害双方の児童の家庭訪問を原則とする。被害・加害児童から聞き取ったり、確認したりしたことについて、その日のうちに家庭に伝える。
- ・ 被害児童の保護者には、その後の経過・学校の対応を正確に伝える。謝罪や解消への取り組みについて話し合いをもち、了承と協力を得る。

(5) 教委への報告

- ・ いじめの認知と対応、経過について、月例報告及び事故報告により村上市教育委員会に報告する。
- ・ 一週間以上の加療を要するけが、ズボン下ろし等の性的ないじめ、同一児童に対するいじめの繰り返し等の場合、その他いじめの内容や程度により、速報の形で村上市教育委員会に報告するとともに、所轄の警察に相談する。

(6) 解消の確認と報告

- ・ 一定期間経過後、いじめの解消・再発の防止がなされているかどうか確認する。
- ・ 確認した内容や日頃の人間関係等について、被害児童の保護者に対して報告する。

(7) 家庭・地域での問題の共有

- ・ 学校評議員やPTA等を活用し、いじめの事実についてプライバシーに配慮しつつ公表し、地域ぐるみのいじめ防止の取り組みに役立てる。

6 重大事態への対処

【重大事態の意味】

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合（ズボン降ろしを含む）
- (5) 一定期間（年間 30 日を目安）連続して欠席しているような場合

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに村上市教育委員会を通じて村上市長に報告する。
- (2) 第三者による調査が行われる場合はそれに協力するとともに、学校が主体となって行う場合は、村上市教育委員会の指導の下、いじめ不登校対策委員会に第三者の参加を求めるなど、適切な方法により調査を行う。
- (3) いじめられた児童から聞き取りする場合は、いじめられた児童を守ることを最優先として調査を行う。また、児童の状況に応じた継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- (4) 自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査を行う。
- (5) 調査結果は、村上市教育委員会を通じて村上市長に報告するとともに、結果を踏まえて必要な措置を取る。
- (6) 当調査に係わる事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。その際は、村上市教育委員会の指導の下、プライバシー等を十分配慮し提供する。

7 職員研修と家庭・地域への啓発

- (1) Q・U 研修や「子どもを語る会」を定期的に行い、児童を見取る目を養うとともに具体的な方策について情報交換し、指導力を高める。
- (2) 同和教育、特別支援教育等により、教師自身の人権感覚を養う。研修の実施に当たっては、校内で行う他、地区の小中学校の連携を図って行う。
- (3) いじめ防止の取り組みや児童の人間関係の状況等を、学年だより等を通じて家庭に知らせ、協力を得る。
- (4) 道徳の授業を保護者に公開し、その後に意見交換を行って、学校と家庭が同じ方向で指導できるようにする。

8 行動計画

- 別紙「年間計画（いじめ防止学習プログラム）」による。

9 その他

- (1) 家庭・地域と連携したいじめ防止対策となるよう、PTA総会や学年PTA、学校HP等で本方針を公表する。
- (2) 本方針と方針に基づく具体的な取り組みについて、学校評価の対象として定期的に評価する。その際、児童、保護者アンケートや収集した具体的な事実を基に職員自己評価を行い、その結果を学校関係者評価に提示、意見を受けるものとする。
- (3) 学校関係者評価で得た意見を基に、方針及び具体的な取り組みの改善を図るとともに、その内容を保護者等に公表する。